

「連合・愛のカンパ」の助成、支援の審査基準の見直し

旧	新	見直し理由
<p>「連合・愛のカンパ」の中央助成、地域助成、自然災害等支援・救援を行うに当たっての審査方法および審査基準を次の通りとする。</p> <p>1. 審査方法</p> <p>(1) 中央助成 連合組織委員会・連帯活動小委員会に設置した「愛のカンパ作業委員会」は、中央助成を申請する団体に関する書類・面談審査を行い、評価し、助成額を定め、中央執行委員会で決定する。</p> <p>(2) 地域助成 地方連合会は、地域助成を申請する団体に関する書類・面談審査を行い、審査結果と申請書類を連合本部に提出する。連合本部は「愛のカンパ作業委員会」を開催し、地方連合会による審査結果を受け、評価し、助成額を定め、中央執行委員会で決定する。</p> <p>※申請者提出書類：①助成申請書、②定款（規約）・設立趣意書、③役員名簿、④決算書、⑤予算書、⑥会計監査報告、⑦活動報告書（役員会開催の有無を含む）、⑧活動方針、⑨助成希望事業プログラム内容申請書 ※地方連合会添付資料：審査・面談結果表（別表1、2）</p>	<p>「連合・愛のカンパ」の中央助成、地域助成、自然災害等支援・救援を行うにあたっての審査方法及び審査基準を次の通りとする。</p> <p>1. 審査方法</p> <p>(1) 中央助成 連合組織委員会・連帯活動小委員会に設置した「愛のカンパ作業委員会」は、中央助成を申請する団体に関する書類審査を行い、評価し、助成額を定め、中央執行委員会で決定する。 <u>面談については初回と通算5年を越えた団体に面談審査を行う。</u></p> <p>(2) 地域助成 地方連合会は、地域助成を申請する団体に関する書類・面談審査を行い、審査結果と申請書類を連合本部に提出する。連合本部は「愛のカンパ作業委員会」を開催し、地方連合会による審査結果を受け、評価し、助成額を定め、中央執行委員会で決定する。</p> <p>※申請者提出書類：中央助成・地域助成を希望するNGO・NPO団体等は、下記の資料を提出すること。 ①助成申請書、②定款（規約）・設立趣意書、③役員名簿、④決算書、⑤予算書、⑥会計監査報告、⑦活動報告書（役員会開催の有無を含む）、⑧活動方針、⑨助成希望事業プログラム内容申請書 ※地方連合会添付資料：審査・面談結果表（別表1、2）</p>	<p>審査の面談方法の変更。</p> <p>中央助成、地域助成とも資料の提出を明記。</p> <p>申請書を変更したため削除。</p>

<p>(3) 自然災害等支援・救援 国内と海外の支援内容等については、関係組織と連携し連合本部内の各種会議での協議と確認を得て中央執行委員会で決定する。</p> <p>2. 中央助成の資格要件・評価基準</p> <p>(1) 資格要件</p> <p>① 全国規模や海外ネットワークでの支援体制がある NGO・NPO団体等で信頼度も高く、安心して助成金や支援物資を託せる団体であること。</p> <p>② 法令遵守していること。</p> <p>③ 役員に官僚OBが多数を占めていないこと。</p> <p>④ 愛のキャンパ助成額が、団体に掛かる運営費(人件費等に務所費等)に充当されていないこと、あるいはその虞がないこと。</p> <p>⑤ 愛のキャンパ助成を受けた事業(活動)に関する報告書が提出されていること。</p> <p>⑥ 団体設立後1年以上の事業(活動)実績があること。</p> <p>(2) 評価基準</p> <p>① 対象となる社会貢献活動に該当し実績があるか、相当程度見込まれる。</p> <p>② 会報等の発行やHPなどによる活動、事業を公開している。</p> <p>③ 当該団体会費など自主財源を相当程度有している。</p> <p>④ 公的支援(補助金等)が全体予算の3分の2を占めていないこと。</p>	<p>記載を追加した。</p> <p>文書を整理した。</p> <p>評価基準になじまな いたため、資格要件へ変更した。</p> <p>旧④の文書を整理した。 旧⑤の文書を整理した。</p> <p>旧⑥の文書を整理した。 文書を整理した。</p> <p>文書を整理した。</p>
---	---

- ⑤愛のカンパ助成額が、全事業予算の大半を占めていないこと、あるいは占める見込みはない。
- ⑥連合（地方連合会、地域協議会含む）と活動に当たって協力関係がある。
- ⑦団体運営の事務局体制が整備されている。
- ⑧「行動規範」を策定し取り組んでいる。

- ある。2)事業収入、広告収入がある。
- ④団体運営の事務局機能が整備されている。
- ⑤助成金が全事業の大半を占めていないこと。
- ①対象となる社会貢献活動に該当し実績があるか、相当程度見込まれる。
- ④公的支援（補助金等）が全体予算の3分の2を占めていないこと。
- ⑧「行動規範」を策定し取り組んでいる。
- (3) 手続き < C表 > 別表2（「中央助成」面談結果）
 連合・愛のカンパ作業委員会は、上記の資格要件・評価基準により面談を行い、支援内容を連合本部連帯活動局に報告する。
 連合連帯活動局は、中央執行委員会への提案手続を行う。

- (3) 助成金額の目安
 - ①カンパ集約金の70%を目安に中央助成として配分する。各団体の行う事業への配分額については、年度集約状況と事業内容を勘案し、年度毎、決定する。
 - ②新たに認定された団体については、その事業に対して初年度の助成金額は50万円を目安とする。
 - ③国連関係機関への助成については、自然災害等

- (4) 助成金額の目安
 - ①カンパ集約金の60%を目安に中央助成として配分する。各団体の行う事業への配分額については、年度集約状況と事業内容を勘案し、年度毎、決定する。
 - ②新たに認定された団体については、その事業に対して初年度の助成金額は50万円を目安とする。
 - ③通算5年を超えた助成については、6年目以降については、構成組織の推薦を再確認し、推薦書（任意）の添付を条件とするとともに面談を実施する。

旧⑦の文書を整理した。
 文書を整理した。
 評価基準になじまないため、資格要件へ変更した。
 評価基準になじまないため、資格要件へ変更した。
 定款（規約）により確認できるとため、不要とした。

申請団体の社会貢献活動内容を明確にした。

自然災害等支援・救済の目安を新たに10%と明記したため60%に減少させた。

助成が5年以上経過している団体の構成組織の推薦を再確認するため。

における被災者救援の緊急支援に比重を移行する。

(4) 助成金の返還

申請事業以外での助成金の流用や団体運営や事業会計で不正などが明らかとなった場合は、直ちに詳細な報告を求め、助成金の返還を求める。

3. 地域助成の資格要件・評価基準

(1) 資格要件

- ①法令遵守していること。
- ②社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人の法人ではないこと。
- ③役員に官僚OBが多数を占めていないこと。
- ④公的支援（補助金等）が全体予算の3分の2を占めていないこと。
- ⑤愛のキャンパ助成額が、団体に掛かる運営費（人件費、事務所費等）に充当されていないこと、あるいはその真がないこと。
- ⑥愛のキャンパ助成を受けた事業（活動）に関する報告書が提出されていること。
- ⑦団体設立後1年以上の事業（活動）実績があること。
- ⑧申請する団体の代表者が他の団体の代表を兼ねている場合、「連合・愛のキャンパ」への申請は、いずれか一つの団体からの申請とする。

ける被災者救援の緊急支援に比重を移行する。

(5) 助成金の返還

申請事業以外での助成金の流用や団体運営や事業会計で不正などが明らかとなった場合は、直ちに詳細な報告を求め、助成金の返還を求める。

3. 地域助成の資格要件・評価基準および申請手続き

(1) 資格要件 < A表 > 別表3（「地域助成」審査・評価表）

- ①対象となる社会貢献活動を実践していること。
 - ②法令遵守していること。
 - ③地域や海外ネットワークでの支援体制があるNGO・NPO団体等で信頼度も高く、安心して助成金や支援物資を託せる団体であること。ただし、社団法人・社会福祉・医療・学校・宗教の法人ではないこと。
 - ④役員に官僚OBが多数を占めていないこと。
 - ⑤公的支援（補助金等）が全体予算の3分の2を占めていないこと。
 - ⑥団体設立後1年以上の事業（活動）実績があること。
 - ⑦申請する団体の代表者が他の団体の代表などを兼ねている場合は、いずれか一つの団体からの申請とする。
 - ⑧助成金が運営費や人件費などに充当されていないこと。
 - ⑨助成金を受けた事業（活動）に対する実績と報告書があること。
- 評価基準になじまないため、資格要件へ変更した。
- 旧②の文書を整理した。
- 旧⑧の文書を整理した。
- 旧⑤の文書を整理した。
- 旧⑥の文書を整理した。

(2) 評価基準

以下項目毎に団体・事業を審査し、項目毎の評価を基に総合評価する。

- ①対象となる社会貢献活動に該当し実績があるか、相当地度見込まれる。
- ②会報等の発行やHPなどによる活動、事業を公開している。
- ③当該団体が会費など自主財源を相当程度有している。また、事業や広告収入がある。
- ④愛のカンパ助成額が、全事業予算の大半を占めていないこと、あるいは占める見込みがないこと。
- ⑤連合（地方連合会、地域協議会含む）と活動に当たって協力関係がある。
- ⑥当該団体の運営に連合組合員・OBおよびその家族が参加している。
- ⑦団体運営の事務局体制が整備されている。
- ⑧「行動規範」を策定し取り組んでいる。
- ⑨過去に3年、連合愛のカンパから助成を受けられた団体もしくは代表者は、原則助成対象とならない。

(2) 評価基準 < B表 > 別表3（「地域助成」審査・評価表）

以下項目毎に団体・事業を審査し、項目毎の評価を基に総合評価する。

- ①連合との協力関係がある。（各種活動やメンバーなどに参加）
 - ②事業実績について、1)各種事業の実績が見込まれる。2)機関紙（誌）の発行物等で助成金の報告を掲載している。
 - ③団体の自立性について、1)会費、寄付金など収入がある。2)事業収入、広告収入がある。
 - ④団体の運営に連合組合員、OBが参加している。
 - ⑤団体運営の事務局機能が整備されている。
 - ⑥過去に3年、連合愛のカンパから助成を受けた団体・代表者は、原則助成対象とならない。
 - ⑦助成金が全事業の大半を占めていないこと。
 - ⑧対象となる社会貢献活動を実践していること。
 - ⑨「行動規範」を策定し取り組んでいる。
- (3) 申請手続き < C表 > 別表4（「地域助成」面談結果）
上記の資格要件・評価基準を満たした場合のみ、連合本部へ申請する。
「連合愛のカンパ作業委員会」は、申請内容について

旧⑤のを文書整理した。

文書を整理した。

文書を整理した。

旧⑥を文書整理した。

旧⑦を文書整理した。

旧⑨を文書整理した。

旧④を文書整理した。

評価基準になじまなため、資格要件へ変更した。

定款（規約）により確認できざるため、不要とした。

申請手続きを明確にし、記載した。

また、申請団体の社会貢献活動内容を明確にした。

て評価し支援内容を連合本部連帯活動局に報告する。
連合連帯活動局は、中央執行委員会への提案手続き
を行う。

(4) 助成金額の目安

カンパ集約金の30%を目安に地域助成として配分
する。個別団体の行う事業への配分額については、事
業・プログラムの目的、事業規模、効果、団体の財政
状況など総合的に勘案し、決定する。なお、1事業当
たりの上限金額は100万円以内とする。

(5) 助成金の返還

申請事業以外での助成金の流用や団体運営や事業
会計で不正などが明らかとなった場合は、直ちに詳細
な報告を求め、助成金の返還を求めめる。

4. 自然災害等被災救援金拠出および特別カンパの実施
の目安

(1) 被災救援の目安

自然災害等被災に対しては、原則「連合・愛のカン
パ」からの救援金として拠出する。救援金予算は、中
央助成・地域助成配分総額を勘案して一定額を確保す
る。

(2) 国内の場合での救援金目安

被災救援金として1件につき、50万円から300万
円の範囲で対応する。

A. 被災救援金を拠出する場合

①「激甚災害」の指定を受けたか、または指定さ
れると想定された場合。

②激甚災害の指定はないものの傘下組合員が大きい

(3) 助成金額の目安

カンパ集約金の30%を目安に地域助成として配分
する。個別団体の行う事業への配分額については、事
業・プログラムの目的、事業規模、効果、団体の
財政状況など総合的に勘案し、決定する。なお、1
事業当たりの上限金額は100万円以内とする。

(4) 助成金の返還

申請事業以外での助成金の流用や団体運営や事業
会計で不正などが明らかとなった場合は、直ちに詳細
な報告を求め、助成金の返還を求めめる。

4. 自然災害等被災救援金拠出および特別カンパの実施
の目安

(1) 被災救援の目安

自然災害等被災に対しては、原則「連合・愛のカン
パ」からの救援金として拠出する。救援金予算は、中
央助成・地域助成配分総額を勘案して一定額を確保す
る。

(2) 国内の場合での救援金目安

被災救援金として1件につき、50万円から300万
円の範囲で対応する。

A. 被災救援金を拠出する場合

①「激甚災害」の指定を受けたか、または指定され

ると想定された場合。

②激甚災害の指定はないものの傘下組合員が大きな被害を受け、過去の災害と比較しても甚大な状況と判断した場合。

③自然災害等による被災に対して、当該地方連合会が救援の取り組みを実施した場合。

④被災状況により当該地方連合会からの要請が可能な場合。

B. 特別カンパを実施する場合
被災状況が甚大な場合。
(過去の例：1995年「兵庫県南部地震救援」集約6,000万円)

(3) 国外の場合での救援目安
被災救援金として、1件につき50万から500万円の範囲で対応する。

A. 被災救援金を拠出する場合

①震災や台風、洪水等の天災による被災者支援。
＜予想される被災者が1万人以上＞
(過去の例) トルコ地震、中国洪水、イラン地震、スマトラ沖地震・大津波

②干ばつの被災者支援。
＜予想される被災者数が10万人以上＞
(過去の例) エチオピア干ばつ、スーダン南部干ばつ

③戦争や紛争を原因とする難民及び避難民、または被災者の支援。
＜予想される難民及び避難民が10万人以上、または10万人以上の人々が生命の危機にさらされている場合＞
(過去の例) ルワンダ、コンゴ、アフガニスタ

な被害を受け、過去の災害と比較しても甚大な状況と判断した場合。

③自然災害等による被災に対して、当該地方連合会が救援の取り組みを実施した場合。

④被災状況により当該地方連合会からの要請が可能な場合。

B. 特別カンパを実施する場合
被災状況が甚大な場合。
(過去の例：1995年「兵庫県南部地震救援」集約6,000万円)

(3) 国外の場合での救援目安
被災救援金として、1件につき50万から500万円の範囲で対応する。

A. 被災救援金を拠出する場合

①震災や台風、洪水等の天災による被災者支援。
＜予想される被災者が1万人以上＞
(過去の例) トルコ地震、中国洪水、イラン地震、スマトラ沖地震・大津波

②干ばつの被災者支援。
＜予想される被災者数が10万人以上＞
(過去の例) エチオピア干ばつ、スーダン南部干ばつ

③戦争や紛争を原因とする難民及び避難民、または被災者の支援。
＜予想される難民及び避難民が10万人以上、または10万人以上の人々が生命の危機にさらされている場合＞
(過去の例) ルワンダ、コンゴ、アフガニスタン、新エーゴ、リベリア、アンゴラ

<p>ン、ニューゴ、リベリア、アンニ</p> <p>B. 特別カンパを実施する場合 被災状況が甚大な場合。 (過去の例：2005年「スマトラ沖地震津波救援」 集約2億円) 2006年「パキスタン地震救援」 集約1億円)</p>	<p>B. 特別カンパを実施する場合 被災状況が甚大な場合。 (過去の例：2005年「スマトラ沖地震津波救援」 集約2億円) 2006年「パキスタン地震救援」 集約1億円)</p>	<p>自然災害等被災の助成金額の目安を明確にした。</p> <p>組織委員会で審査基準の改定の確認を記載した。</p>
<p>(4) 助成金額の目安 カンパ集約金の10%を目安として配分する。</p>	<p>(4) 助成金額の目安 カンパ集約金の10%を目安として配分する。</p>	<p>以上</p>
<p>5. 審査基準の改定 (1) この審査基準の改定は、連合・愛のカンパ作業委員会 委員会で協議し、組織委員会で確認する。 (2) この審査基準の改定は、2010年10月29日より実施する。</p>	<p>5. 審査基準の改定 (1) この審査基準の改定は、連合・愛のカンパ作業委員会 委員会で協議し、組織委員会で確認する。 (2) この審査基準の改定は、2010年10月29日より実施する。</p>	<p>以上</p>